

建設業労働災害防止協会滋賀県支部 〔略称・建災防滋賀県支部〕

令和7年度 技能講習・特別教育等ご案内

※法令等の改正により日程・内容等が一部変更になる場合があります。

各技能講習・教育の申込方法

1. 技能講習・教育の実施期間

令和7年4月～令和8年3月実施分

2. 申込方法

窓口

〔会員〕滋賀県建設業協会の各支部又は建災防滋賀県支部窓口へ申込書と受講料とテキスト代を添えて提出。

〔非会員〕建災防滋賀県支部窓口へ申込書と受講料とテキスト代を添えて提出。

郵送

申込書を建災防滋賀県支部まで郵送してください。

(1) FAXでの申込み受付はしていません。必ず、窓口及び郵送でお申込みください。

(2) 申込書を郵送後、講習初日の10日前（営業日）までに受講料とテキスト代をお振り込みください。

振込口座

滋賀銀行本店（普）755278

名義

建設業労働災害防止協会 滋賀県支部 宛

3. 申込書・案内書

協会HP [<https://www.yumeken.or.jp/>] からダウンロードが可能になりました。

また、建災防滋賀県支部及び下記協会各支部にて申込書も配布させて頂きます。

建災防滋賀県支部

検索

4. 申込キャンセル

・申込キャンセルに伴う受講料とテキスト代の返金は出来ませんので、ご了承ください。

5. 都合により日程及び会場を変更、もしくは定員を大幅に下回る講習は、中止する場合がありますので予めご了承ください。

建設業労働災害防止協会 滋賀県支部 〔建災防滋賀県支部〕

〒520-0801

滋賀県大津市におの浜一丁目1番18号 滋賀県建設会館
TEL077-522-3232/FAX077-522-7743

一般社団法人 滋賀県建設業協会 大津支部 〒520-0042 大津市島の関12-2 Tel 077-522-6113/Fax 077-522-6115	一般社団法人 滋賀県建設業協会 湖南支部 〒520-3024 栗東市小柿7-8-20 Tel 077-552-3837/Fax 077-553-7100	一般社団法人 滋賀県建設業協会 甲賀支部 〒528-0031 甲賀市水口町本町3-2429-2水口スクエア2号館2F Tel 0748-62-1030/Fax 0748-62-6556	一般社団法人 滋賀県建設業協会 東近江支部 〒527-0023 東近江市八日市緑町16-13 ムーミンハウス2F Tel 0748-22-2120/Fax 0748-24-0013
一般社団法人 滋賀県建設業協会 彦根支部 〒522-0231 彦根市極楽寺町上箱4-1 Tel 0749-28-8130/Fax 0749-28-2221	一般社団法人 滋賀県建設業協会 長浜支部 〒526-0845 長浜市小堀町222 Tel 0749-63-5161/Fax 0749-63-5125	一般社団法人 滋賀県建設業協会 伊香支部 〒529-0234 長浜市高月町柏原420 Tel 0749-50-6608/Fax 0749-50-6610	一般社団法人 滋賀県建設業協会 高島支部 〒520-1622 高島市今津町中沼1-5-2 Tel 0740-22-2241/Fax 0740-22-4704

1.足場の組立て等作業主任者

<滋賀労働局登録教習機関 滋第2号>

講習日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)
第1回 5月28日(水)～ 29日(木)	つり足場(ゴンドラ のつり足場を除く) 張出し足場又は5 m以上の構造の足 場の組立て、解体 又は変更の作業	下の①②のどちらかに該当する者 ※要事業主証明 ①満21歳以上のもので当該作業に関し3年以上の実務経験者 ②満20歳以上のもので大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校 において土木、建築又は造船に関する学科を専攻し卒業した者で当該作 業に関し2年以上の実務経験者 (②については、一般専門学校除く) ※上記の実務経験年数は年少側の関連から満18歳以上からの経験になります。 ※上記の資格を満たすため、平成29年7月1日以降の期間を作業経験に含む場合は 「足場の組立て等の業務に係る特別教育」修了証等(写し)を添付してください。 【当該作業とは】足場の組立て、解体または変更に関する作業			会員 1,595 13,750
第2回 9月3日(水)～ 4日(木)			12,155		非会員
第3回 12月3日(水)～ 4日(木)				2,145	14,300

2.地山の掘削及び土止め支保工作業主任者(全科目)

<滋賀労働局登録教習機関 滋第15号>

講習日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)
7月2日(水)～ 4日(金)	掘削面の高さが2m 以上となる地山の掘 削(ずい道及びたて 抗以外の抗の掘削を 除く。)の作業	下の①②のどちらかに該当する者 ※要事業主証明 ①満21歳以上のもので当該作業に関し3年以上の実務経験者 ②満20歳以上のもので大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学 校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻し卒業した 者で当該作業に関し2年以上の実務経験者 (②については、一般専門学校除く) ※上記の実務経験年数は年少側の関連から満18歳以上からの経験になります。 【当該作業とは】地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり、もしくは腹おこしの 取付け、もしくは取りはずしに関する作業			会員 2,750 21,230
			18,480		非会員 3,300 21,780

2-2.地山の掘削及び土止め支保工作業主任者(一部免除)

<滋賀労働局登録教習機関 滋第15号>

講習日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)
(一部免除者) 7月4日(金)	掘削面の高さが2m 以上となる地山の掘 削(ずい道及びたて 抗以外の抗の掘削を 除く。)の作業	①土木施工管理技士取得者(1級または2級) 下の②③のどちらかに該当する者 ※要事業主証明 ②満21歳以上のもので当該作業に関し3年以上の実務経験者 ③満20歳以上のもので大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学 校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻し卒業した 者で当該作業に関し2年以上の実務経験者 (③については、一般専門学校除く) ※上記の実務経験年数は年少側の関連から満18歳以上からの経験になります。 【当該作業とは】地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり、もしくは腹おこしの 取付け、もしくは取りはずしに関する作業			会員 2,750 11,550
			8,800		非会員 3,300 12,100

3.型枠支保工の組立て等作業主任者

<滋賀労働局登録教習機関 滋第3号>

講習日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)
6月4日(水)～ 5日(木)	型枠支保工(支柱、 はり、つなぎ、筋かい等の部材により構 成され、建設物に おけるスラブ、けた等 のコンクリートの打 設に用いる型枠を支 持する仮設の設備) の組立て又は解体の 作業	下の①②のどちらかに該当する者 ※要事業主証明 ①満21歳以上のもので当該作業に関し3年以上の実務経験者 ②満20歳以上のもので大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学 校において土木又は建築に関する学科を専攻し卒業した者で当該作 業に関し2年以上の実務経験者 (②については、一般専門学校除く) ※上記の実務経験年数は年少側の関連から満18歳以上からの経験になります。 【当該作業とは】型枠支保工の組立て又は解体に関する作業			会員 1,980 14,135
			12,155		非会員 2,530 14,685

4.建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者

<滋賀労働局登録教習機関 滋第49号>

講習日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)
8月20日(水)～ 21日(木)	建築物の骨組み、又 は塔であって、金属 製の部材により構成 されるもの(その高 さが5m以上である ものに限る。)の組 立て、解体又は変更 の作業	下の①②のどちらかに該当する者 ※要事業主証明 ①満21歳以上のもので当該作業に関し3年以上の実務経験者 ②満20歳以上のもので大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校 において土木又は建築に関する学科を専攻し卒業した者で当該作業に関し 2年以上の実務経験者 (②については、一般専門学校除く) ※上記の実務経験年数は年少側の関連から満18歳以上からの経験になります。 【当該作業とは】建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの の組立て、解体又は変更の作業			会員 1,870 14,025
			12,155		非会員 2,420 14,575

5.木造建築物の組立て等作業主任者

※この講習はCPDS対象外です

<滋賀労働局登録教育機関 滋第46号>

講習日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)
10月8日(水)～ 9日(木)	軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付け作業	下の①②のどちらかに該当する者 ※要事業主証明 ①満21歳以上のもので当該作業に関し3年以上の実務経験者 ②満20歳以上のもので大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻し卒業した者で当該作業に関し2年以上の実務経験者 (②については、一般専門学校除く)	12,155	会員	
		※上記の実務経験年数は年少則の関連から満18歳以上からの経験になります。 【当該作業とは】木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地もしくは外壁下地の取付けの作業		1,485	13,640
				2,035	14,190

6.石綿作業主任者技能講習

<滋賀労働局登録教育機関 滋第112号>

講習日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)
令和8年 2月19日(木)～ 20日(金)	石綿を製造し、又は取扱う作業	満18歳以上の者	12,848	会員	
				1,760	14,608
				2,310	15,158

7.金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習

<滋賀労働局登録教育機関 滋第118号>

講習日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)
6月17日(火)	金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業、その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業	満18歳以上の者	10,230	会員	
				1,485	11,715
				2,035	12,265

安全衛生教育 等

実施場所／大津市(滋賀県建設会館)にて

職長・安全衛生責任者教育

14時間コース (2つの資格の修了証が同時に取得できます。)

講習日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)
第1回 6月11日(水)～ 12日(木)	建設業の各事業場(職長)、統括安全衛生責任者を選任すべき作業所における関係下請負人(安全衛生責任者)	新たに職務につくことになった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者、統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の関係下請負人より新たに選任された安全衛生責任者	16,335	会員	
第2回 8月6日(水)～ 7日(木)				2,090	18,425
第3回 10月15日(水)～ 16日(木)				非会員	
第4回 11月26日(水)～ 27日(木)				2,640	18,975

職長・安全衛生責任者能力向上教育

7時間コース

講習日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)
9月10日(水)	職長・安全衛生責任者等で能力向上教育を要する者	職長・安全衛生責任者教育を受講後、概ね5年経過した方、又は機械設備等に大幅な変更があった場合	8,976	会員	
				770	9,746
				1,320	10,296

施工管理者等のための足場点検実務者研修 4時間コース

講習日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)
9月17日(水)	足場について作業開始前の点検・組立、変更、悪天候等後における点検等	現場の施工管理者等で十分な知識、経験を有する者	8,085	1,485	9,570 会員 非会員 2,035 10,120

足場の組立て等作業主任者能力向上教育 7時間コース

講習日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)
10月22日(水)	足場の組立て等作業主任者で能力向上教育をする者	足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	9,900	1,485	11,385 会員 非会員 2,035 11,935

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）全科目11時間

<滋賀労働局登録教習機関 滋石第1号>

講習日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)
12月10日(水)～ 11日(木)	建築物の解体または改修作業を行う際に、対象建築物の石綿等使用有無についての事前調査をする者	<p>①労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者</p> <p>下の②～⑧のいずれかに該当する者※要事業主証明</p> <p>②学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者</p> <p>③学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後、④において同じ。)建築に関して3年以上の実務の経験を有する者</p> <p>④学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者(③に該当する者を除く。)</p> <p>⑤学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者</p> <p>⑥建築に関して11年以上の実務の経験を有する者</p> <p>⑦労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者</p> <p>⑧第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者</p> <p>※科目免除コースは実施しておりません。</p>	39,600	5,225	44,825 会員 非会員 5,775 45,375

足場の組立て等特別教育 6時間コース

回数	講習日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)			
1	8月27日(水)	足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務に従事する者。 (地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く)	満18歳以上の者	10,010	会員				
2	令和8年 2月12日(木)				495	10,505			
					非会員				
					1,045	11,055			

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 6時間コース

回数	講習日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)			
1	5月8日(木)	高さ2m以上の箇所において作業床を設けることが困難なところで、墜落防止用器具のうちフルハーネス型安全帯を用いて行う作業に従事する者	満18歳以上の者	10,637	会員				
2	11月19日(水)				495	11,132			
					非会員				
					1,045	11,682			



令和7年度 技能講習・特別教育等 年間計画一覧

講習名	令和7年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月
足場の組立て等作業主任者		28・29				3・4			3・4			
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者				2・3・4(全) 4(免)								
型枠支保工の組立て等作業主任者			4・5									
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者					20・21							
木造建築物の組立て等作業主任者							8・9					
石綿作業主任者技能講習										19・20		
金属アーク溶接等作業主任者限定			17									
職長・安全衛生責任者教育			11・12		6・7		15・16	26・27				
職長・安全衛生責任者能力向上教育						10						
施工管理者等のための足場点検実務者研修						17						
足場の組立て等作業主任者能力向上教育							22					
建築物石綿含有建材調査者講習(一般)										10・11		
足場の組立て等特別教					27						12	
フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	8							19				

※(全)は全科目、(免)は一部免除です。

助成金について

下記の技能講習及び特別教育について助成金を活用される方は、受講申込時にお申し出ください。
記

- ・足場の組立て等作業主任者技能講習
- ・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
- ・型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- ・建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
- ・木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
- ・石綿作業主任者技能講習
- ・金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習
- ・足場の組立て等特別教育
- ・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育

■お問い合わせ先

・建災防滋賀県支部事務局（TEL077-522-3232）・滋賀労働局 職業安定部 職業対策課（TEL077-526-8686）